

宅地建物取引業法（昭和27年法第176号。以下「法」という。）第65条第2項第2号の規定に基づき、宅地建物取引業者を次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和5年7月14日

静岡県知事 川勝平太

商号又は名称	住まいる不動産株式会社
代表者	小川修
主たる事務所の所在地	静岡市葵区三番町11-4
免許証番号	静岡県知事（3）第12895号
免許年月日	平成30年1月28日
処分年月日	令和5年7月4日
処分内容	業務の全部停止105日
根拠条項	法第65条第2項第2号
違反条項	法第13条第1項及び第46条第2項